

発議第1号

高山市議会委員会条例の一部を改正する条例について

高山市議会委員会条例の一部を改正する条例を地方自治法第112条及び会議規則第14条の規定により提出する。

平成22年3月24日提出

提出者 高山市議会議員 下山 清 治

賛成者 高山市議会議員 杉 本 健 三
伊 嵩 明 博
中 田 清 介
水 門 義 昭
野 村 末 男
木 本 新 一
中 箴 博 之
岩 垣 和 彦

提案理由

常任委員会の所管を変更するため改正しようとする。

高山市議会委員会条例の一部を改正する条例

高山市議会委員会条例（昭和42年高山市条例第17号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(常任委員会の名称、委員定数及びその所管)</p> <p>第2条 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 総務企画委員会 9人</p> <p>ア <u>地域振興室</u>の所管に関する事項</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ (略)</p> <p>エ <u>市民部</u>の所管に関する事項</p> <p>オ 支所の企画管理部、財務部及び<u>市民部</u>関係の所管に関する事項</p> <p>カ (略)</p> <p>キ (略)</p> <p>ク (略)</p> <p>ケ (略)</p> <p>コ (略)</p> <p>サ (略)</p> <p>シ (略)</p> <p>(2) 福祉保健委員会 9人</p> <p>ア (略)</p> <p>イ <u>保健部</u>の所管に関する事項</p> <p>ウ 支所の福祉部及び<u>保健部</u>関係の所管に関する事項</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p>	<p>(常任委員会の名称、委員定数及びその所管)</p> <p>第2条 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 総務企画委員会 9人</p> <p>ア (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ <u>市民活動部</u>の所管に関する事項</p> <p>エ 支所の企画管理部、財務部及び<u>市民活動部</u>関係の所管に関する事項</p> <p>オ (略)</p> <p>カ (略)</p> <p>キ (略)</p> <p>ク (略)</p> <p>ケ (略)</p> <p>コ (略)</p> <p>サ (略)</p> <p>(2) 福祉保健委員会 9人</p> <p>ア (略)</p> <p>イ <u>市民保健部</u>の所管に関する事項</p> <p>ウ 支所の福祉部及び<u>市民保健部</u>関係の所管に関する事項</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p>

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。